

契約神学研究史

森 本 あんり

はじめに

- 1 契約神学の「発見」
- 2 契約神学の源流と発展の類型
- 3 ピューリタニズムにおける契約神学の変容
- 4 契約神学と中世後期ノミナリズム
- 5 契約神学と資本主義の精神

結語

はじめに

本誌23—26号（1963—64年）に3回にわたって掲載された大木英夫教授の論文「ピューリタンの契約神学」は、『ピューリタニズムの倫理思想』（1966年）と併せ、本邦におけるピューリタン研究ならびに契約神学研究にとり、もっとも重要な地歩を占めるものである。これらはともに大木氏がニューヨーク・ユニオン神学大学に提出した学位論文（1960年）を下敷きにしたものであるが¹⁾、原論文は未出版ながら神学史家たちの目にとまるところとなり、契約神学を論ずる著作の文献案内にしばしば掲載される重要な参考文献のひとつとなっている。大木氏はこの論文の中で、まず契約神学の発生についていくつかの基本文献との批判的対話をおこない、マーペック・ツヴィングリ、エイムズ、ボールラ史料の検証を通して、救済史的・客観的・サクラメンタルな“covenant”と、実存的・主体的・倫理的な“contract”という二つの対比的な契約概念を析出している。この二つの概念は、さらに前者を担う改革派と後者を強

調するアナバプテストとの教会論的な伝統の相違としてていねいにあとづけられ、その相互浸透の過程の検証を経てピューリタン神学の骨格を際立たせるものとなっている。

契約神学の成立と発展の過程をめぐっては、1950年代以来複数の視角から綿密な歴史研究が積み重ねられてきており、細部にお論究すべき課題があるとはいえ、研究史としては一応の完成を見ていると言つてよい。そこで、本稿では現時点までの研究史を振り返り、大木論文以後の争点のいくつかを指摘し、参考すべき基本文献を紹介することによって、今後そのうちの特定領域へと歩を進めようとする研究者に簡単な指標を提供しようとするものである。もとより、契約神学を論ずる文献は多く、その関連領域も多岐にわたっている。そのため本稿では、特定神学者の契約神学を論ずる個別研究にはなるべく触れずに、契約神学をその全体像との関連において理解するために必見のもので、かつ筆者自身が直接目を通すことのできた文献に限って紹介することとした。より包括的な文献案内については、各人がその研究の途次に出会うであろう諸文献に掲載されているものを参照されたい²⁾。

1 契約神学の「発見」

「契約神学 Föderaltheologie / Covenant Theology」とは、神と人間との関係を契約の概念を用いて説明しようとする神学の特定教義である。神人関係の契約的な表現は聖書自体に由来するものであつて、イレナエウスなど初代教会以来一般に用いられているが、ここに「契約神学」と特定して称されるのは、宗教改革以後、特に16世紀後半に大陸の改革派において確立した神学の一体系である。これは、神と原人アダムとの間に交わされた「業の契約 the covenant of works」と、墮罪以後のキリストにおける「恩恵の契約 the covenant of grace」という二種類の契約をもつて、創造から終末にいたる神の救済の歴史を一貫した視点から捉えようとする歴史の神学である。これらの契約には論者によってさまざまな捉え方や名称があり、後期契約神学においては永遠の三位一体内における父と子の「贖いの契約 the covenant of redemption」という

思弁的概念が、またスコットランドやニューイングランドでは「国家契約 national covenant」や「教会契約 church covenant」などの実践的概念が加えられ、ひとくちに「契約神学」と称されるもののうちにまったく系統の異なる神学思想が含められることも少なくない。本稿ではその研究史に焦点を当てるため、こうした契約神学の本質や定義づけの問題にはこれ以上踏み込まないでおく。

契約神学は、神学研究の対象であるばかりではない。それは、こんにちに至るまで（少なくとも保守的な）改革派教会の伝統に深く織り込まれた生ける教義である。したがって、失われたものを砂の中から偶々見つけ出すかのような意味でその「発見」を論ずることは、厳密には適切でない。けれども、教会の伝統としてこれを自明の前提とすることと、それを神学研究の主題として特に対象化することとの間にはおのずと相違がある。この後者の意味における契約神学の研究史的な「発見」は、20世紀に入ってからのことであった。それ以前には、契約神学は改革派教会の自己理解の一端であって、もっぱら「コッツェーユス派の神学」として認識されている³⁾。ドイツでこのような意味における研究史の本格的な出発点となったのは、よく知られているようにシュレンクである。シュレンクが契約神学の「発見」者となっことには、彼自身が改革派ではなくルター派に属していたという背景もかかわりがあるであろう⁴⁾。ちなみに、シュレンクのコッツェーユス理解はバルトの『和解論』第1巻にかなり詳細に紹介されており、バルトの契約神学に対する批判的評価も（「バロックの時代にふさわしく」云々の言辞まで含めて）シュレンクに依拠しているが、コッツェーユスの「契約」概念が必然的に「神の国」概念によって補完されねばならないことを論じたシュレンクの主張はそこではあまり顧みられていない⁵⁾。なお、同時期で注目に値するのは、シェールによる RGG 第1版（1910年）と、シュレンク、シャイベによる第2版（1927年）の項目である⁶⁾。

契約神学研究のいまひとつの担い手はアメリカの改革派であるが、ここでも留保なしに契約神学の「発見」を語ることは不適切である。というのは、契約神学はニューイングランド・ピューリタニズム以来、とりわけアレグザンダー

やホッジらのいわゆる「プリンストン学派」において、改革派教会の生ける伝統であり続けたからである⁷⁾。ホッジの『組織神学』は1873年に三巻完結するが、これはそれまで神学教育のスタンダードであった大陸の契約神学者テュレティーニの著作を忠実に継承するもので、その限りアメリカ・プロテスタンティズムの神学教育には一貫して契約神学という屋台骨が通っていたと言うことができる⁸⁾。これら即ち的な契約神学の伝統とは別に契約神学の「研究史」が始まるのは、アメリカではペリー・ミラーにおいてである⁹⁾。実はミラーはニューイングランドの思想史研究が専門で、自身は改革派ばかりではなく教会そのものからも距離をおく文学者である。ドイツで契約神学研究史の端緒を開いたシュレンクも自身は改革派でなかったことと考え合わせると、これは示唆的である。他に辞典項目では、やや古いがヘイスティングスに掲載されたウィリアム・アダムス・ブラウンのものが包括的でバランスのとれた論述を見せている¹⁰⁾。

契約神学の歴史は英國にも存在する。というより、旧イングランドはニューイングランド・ピューリタニズム搖籃の地であったから、契約神学もむしろこちらのほうが源流であると言わなければならない。ところが、ここに大きな違いがある。長老主義のスコットランドを別とすれば、イングランドにはドイツやアメリカに見られるような生ける伝統としての契約神学は存在しない。旧イングランドは、大木論文にも取り上げられているジョン・ポールをはじめとして、少なからぬ契約神学者を輩出し、その伝統の集大成として「ウェストミンスター信仰告白」を生み出した地である。しかし、こうした契約神学の伝統は、英國ピューリタニズムが教会改革から市民改革へと発展止揚されるにしたがって、自然消滅してしまった。契約神学ばかりではない。その担い手であったピューリタニズム自体も、イギリスではすでに完結した歴史のひとこまとなっている。このことは、ピューリタニズムがいまだ継続中の実験であるとも言えるアメリカ社会とは大きな相違である。それゆえ、同じピューリタニズムを対象とする研究でも、地域によってその内容や性格は異なっている。イングランド・ピューリタニズムの研究は、どちらかと言えば政治思想史や社会経済

史などが中心であるが、ニューイングランド・ピューリタニズムの研究は、教会史や神学思想史に力点が置かれる¹¹⁾。そして、本邦ではイングランドの研究は数多くなされているのに対し、ニューイングランドの研究はいまだきわめて未発達な状態にあると言わねばならない。

2 契約神学の源流と発展の類型

さて契約神学は、元来アナバプテストらの幼児洗礼否定論に対する改革派の聖書理解に発するものであるが、その源流と発展の過程については、すでに研究史の初期段階において次のような構図が描かれていた。すなわち、ツヴィングリ、プリンガー、カルヴァンといった改革派神学者の聖書観に内在していた歴史意識が、コッツェーユスにおいて明確な救済史観へと発展し、やがて17世紀から18世紀にかけて正統主義から敬虔主義や合理主義へと分極してゆく改革派神学の基礎をかたちづくった、というものである。この理解は、その後も深められこそすれ大筋において否定されることはなかった。メラーは1931年の論文で、コッツェーユスにとっては契約の概念も神の国の概念もむしろ歴史を通して回復されるところの「神の像」を主題化するための形式原理であったと論じ¹²⁾、モルトマンはさらに、コッツェーユスとその弟子ウンダアイクにおいて「契約」が神の人間へのアガペーと人間の神へのエロースとの合流点として理解されているとして、契約神学が敬虔主義へと発展してゆく過程の歴史的論理を明らかにした¹³⁾。一方、ブッシュはクルマンへの献呈論文集の中で、契約神学がこうした歴史的な啓示理解に道を開くと同時に、18世紀の合理的啓蒙主義神学にも道を開いたことを論じている¹⁴⁾。

これらの神学史研究の中でいま一つおおかたの共通理解となつていったのは、大木論文にも論じられている契約神学「二類型」論である。もともとこれはトリンティリュードの説であったが、その後多くの論者がカードを変えて同じ議論を展開した。トリンティリュードによれば、カルヴァンの契約概念は一方的な片務契約であつて神の「約束」に同義であるが、ツヴィングリやプリンガーやラインラントの神学者にあつては条件的な双務契約で、人間の側の努力に報

いる恵みである¹⁵⁾。メラー論文もこれにおおむね追従しており、カルヴァン型とティンダル型の契約理解がパーキンスらピューリタン神学者たちの間でもせめぎ合っていたことを論じている¹⁶⁾。クレブシュも、ツヴィングリからティンダルへの継承には疑問を呈しつつも、二類型の存在には同意している¹⁷⁾。グリーヴスもカルヴァン型にツヴィングリ、エコランパディウス、プリンガー、ティンダルらの契約理解を対置し、ベイカーはプリンガーの詳細な研究を通してもう一度これを確証した¹⁸⁾。しかし、なかにはこのような二類型の存在そのものを相対化しようとする論者もある。ビアマによれば、ツヴィングリやプリンガーの契約概念が双務的でカルヴァンやオレヴィアヌスのそれは片務的であるという想定は、史料の選択的な操作に基づいた恣意的解釈であり、その両面を有していたそれぞれの神学者の全体像を表現していない¹⁹⁾。

ビアマの批判はさらに検証されねばならないが、いずれにせよこれらの議論に共通しているのは、二類型論が常に契約神学の発祥や源流の問いと重ねあわせて論じられていることである。これはヨーロッパ大陸における契約神学を論ずる場合の特徴であって、ニューイングランド・ピューリタニズムを論ずる際には、発生史よりも類型論として「ヨーロッパ型」と「アメリカ型」の相違を論ずる場合が多い。そこで次に、アメリカ大陸における契約神学の特徴について概観しよう。

3 ピューリタニズムにおける契約神学の変容

ニューイングランド・ピューリタニズム研究史の始点に立つミラーは、ピューリタニズムの神学が「ドルト信仰規準」に表現された標準的なカルヴィニズムではなく、アルミニウス主義と反律法主義の双方に対立しつつ両者のあいだの隘路を通り抜けようとする契約神学であったことを明らかにした。その後ミラーのカルヴァン理解はきわめて不十分であることが批判されたが²⁰⁾、こと契約神学のアメリカ的な特性に関しては、彼の指摘はおおむね正しい。ヨーロッパ大陸とアメリカ大陸では、同じ用語を用いながらも異なった契約理解が展開されていったのである。すなわち、ニューイングランドでは当時のアルミ

ニウス主義勢力に影響されて双務的な契約理解が昂進し、人間が一定の条件を満たせばあとは神に救いを要求できるという、きわめて人間中心主義的な契約概念への変質が起こる。このような変質が契約神学に内在する論理によるものか、それともアメリカという思想的土壤によるものかは、簡単に論ずることができない。ただ、次段に論ずるような中世カトリシズムがアメリカに存在しなかつたことは、契約神学の内包するアムビヴァレントな論理的圧力を一方向に傾かしめる理由の一端となつたはずである。

興味深いのは、1945年に発表されたオランダ系の改革派神学者デ・ヨンの論文である²¹⁾。彼は、大木論文と同じく契約神学に「改革派型」と「アナバプテスト型」との二類型があることを認める。前者は有機的でサクラメンタルな共同体を含意し、後者は個人主義的倫理を目指す。前者が神の主権を強調するのに対し、後者はセクト型の自発的意志的参加を求める。デ・ヨンによれば、ニューイングランド最初の入植者たちはオランダでアナバプテストの神学に触れており、教会契約の理解においてアナバプテスト型をとった。やがてこれは半途契約などで危機に瀕したが、エドワーズらの導いた信仰復興運動は、個人主義的な契約理解を賞揚することによってアメリカのカルヴァニズムを回復するかに見えながら、結果的には逆にその衰退を早めたとされる。他方イギリスの契約神学も、大陸の改革派正統主義が最盛期を迎えた17世紀中葉にはすでに硬直化の症状を呈しはじめている。ミュラーは、ダウナム、バンヤン、バクスターの三者のケースを取り上げ、改革派神学が形而上学的な決定論と敬虔な主意主義に二極分解してゆく危険を擁していたことを指摘している²²⁾。

ピューリタンの契約概念の独自性を最初に強調したミラーの構図は、カルヴァンに代表される改革派神学一般対ピューリタンの契約神学という突き合わせであって、そこでは契約神学が当初からアメリカ的な文脈に引き寄せて考えられていたことが明らかである。これに対しフォン・ローは、ミラーが契約の概念をあまりに条件的に理解していることを批判するが、徹底した予定論にあらわされる神の主権の強調と聖潔をめざす人間の意志や努力、という両ベクトル間の緊張のうちにピューリタン的な敬虔の本質を見るミラーの構図そのもの

については、彼もそれほど隔たりがない²³⁾。他に同種の区別をするものに、法律家の観点から “covenant” と “contract” とを区別したリアルの論文、17世紀スコットランドを背景として同一の区別を論じたトーランスの論文などがあるが、いずれも新味はない²⁴⁾。しかし、カルヴァンとピューリタンのあいだにそれほどの差異を認めないエマーソンのような学者もある²⁵⁾。エマーソンによれば、同じ予定説を論ずるにも、カルヴァンは神の慈愛と正義に、ニューアングランド・ピューリタンは人間の回心と救いにより大きな関心があるという違いはあるが、カルヴァンの神学は後に契約神学が有することになる諸特徴をすでに萌芽的にもっていたと言われる。また、フォン・ローはやや古い別の論文においてプレストンら英國のピューリタン神学者を研究しており、そこで恵みの施与がたんに絶対的か条件的かという二者択一論では答えられない次元のあることを示している²⁶⁾。信仰は救いの恵みの条件であるが、その信仰そのものが神の恵みの選びの結果だからである。一方リチャード・ニーバーは、“covenant” と “contract” の二概念をやや異なった視角から論じている²⁷⁾。ニーバーは契約によって構成される社会をアメリカ民主主義の基礎として尊重しつつ、理念のために個的な利益を超越する “covenant” の概念が契約者相互の利益のみを考える “contract” に変質してしまう危険を指摘している。

4 契約神学と中世後期ノミナリズム

1960年代後半になると、契約神学の起源を問う問題はさらに時代を一つ遡るようになり、特に中世後期ノミナリズムとの関係が議論されるようになる。契約神学と中世との連続性は、トリンティリュードの主題でもあったが、そこで意味されている「中世」とは、アウグスティヌス的な敬虔の実践と自然法による英國の社会契約論であった。しかしここで問題になっているのは、神論や救済論といった神学プロバーの議論である。元来カトリック神学者は信仰義認を掲げるプロテstant神学を過激で自己破壊的なノミナリズムの所産と見るが、これにはまったく根拠がないわけではない。契約神学は、ご自身の意志にのみ基づいて予定し給う全能の神が自発的に自己に制約を課したとする点で、ノミ

ナリスト的な神理解を前提する神学である。なかには、カトリック神学者のルーランドのように、ニューイングランド・ピューリタニズムをもこの図式で見る者もあるが、これはおそらくミラーの一面的なカルヴァン理解に依拠し過ぎている²⁸⁾。

より精緻な議論はオーバーマンやグレシャトやコートネイらによって展開された。オーバーマンはチュービンゲン大学の就任講演で、ルターを通してガブリエル・ビールら後期ノミナリストの“pactum”概念が律法と福音の対置の中に継承されていった過程を示した²⁹⁾。この連関は彼がハーヴィード時代から論じてきたところである³⁰⁾。ビールによれば、義認は人間の功績そのものよりも功績に報いると約束し給うた神の契約に基づいて (ex pacto) なされ、秘跡も被造的なしるしに内在する力によってではなくこれに随伴すると約束し給うた神の契約に基づいて有効となる。ただし、ビールの契約概念はスコトゥスよりも半ペラギウス主義的で、「自らなし得ることをなす facere quod in se est」ことにおいて「適合的功徳 meritum de congruo」を得るという功績理解を含んでいる。オーバーマンの議論を振り返って、こうした中世後期の契約理論がこれまであまり注目されてこなかったのは、契約概念に包含される諸要素が、中世ではすべて教会論ないし秘跡論のロクスにおいて十分に取り扱われていたからであるとしたのは、グレシャトである³¹⁾。これは、契約神学の思想史的な由来を問う上で重要な指摘である。同様の視点からすれば、トレルチ的な類型論とは独立に、教会理念を「有機的 organic」と「契約的 covenantal」という対立的概念を手掛かりにして六つに類型化したアングリカンの神学者ディリストーンの論攷にも、いま一度再考する価値がある³²⁾。

ノミナリズムの定義もまた簡単ではないが、かりにオーバーマンに倣っていまこれを神の「絶対的な力 potentia absoluta」と「秩序づけられた力 potentia ordinata」との区別に求めるならば³³⁾、コートネイの議論は注目されるべきである。彼はルターに深く影響を及ぼしたと言われるピエール・ダイイの因果論を取り上げて、そこにこのノミナリスト的な区別が前提されており、かつそれが契約の概念によって統合されていることを論じているからである³⁴⁾。一方

オークリーは、ラヴジョイ流の方法に則って中世ノミナリズムから改革派とニューイングランド・ピューリタンの契約神学を通観し、そこにやはりこの神の「絶対的な力」と「秩序づけられた力」との区別が生き続けていることを示した³⁵⁾。いずれの場合も、神の自由や主権や全能が、人間の主体性や選択や倫理的行為とどのように調和するかという問題を見据えての解答である。こうした中世的理解においては、神は人間に對して義務を負うと言うことはできないにしても、ご自身に對して義務を負うと言うことはできる。それが神の「秩序づけられた力」であり、アメリカ・ピューリタニズムにおける用法と区別された意味でのヨーロッパ改革派的な「契約」概念の特徴である。

救済論のこのような契約的理解には、批判も皆無ではない。おそらくこの点でもっとも大胆な批判を展開しているのはシュトレーレである³⁶⁾。シュトレーレは系譜よりも親和性を重視する思想史的な接近方法により、中世後期から宗教改革、16・17世紀改革派神学、それにニューイングランドまでをも視野に入れた包括的な契約神学論を著わし、これらに通底する契約神学の根本衝動をスコトゥス的な主意主義を見て次のように論じた。すなわち、贖罪の対置物であるところの原罪は、アダムの契約的代理のゆえに、存在論的に何の関わりもない後裔に罪を帰するという契約論的な神の「見なし行為」であり、義認も、特にメランヒトン以降のプロテスタント的理解によれば、キリストの歴史的な贖罪の業が何の直接的関係もない者に転嫁されるという神的な「虚構fiction」「でっち上げ fabrication」である。そこでは本来その見なし行為の基礎にあるべき「キリストとの合一 unio cum Christo」や、ルターにおいて見られたような義認と再生とのダイナミックな存在論的一致がない。シュトレーレによれば、契約神学は、ノミナリストの神が何の根拠もなく本来別々のものを一つにする恣意的な行為であって、Christus in nobisを知らないpro nobisの議論である。このような理解が改革派の救済論をその全体像において正当に評価したものであるかどうかには少なからぬ疑問が残るが、契約神学を中世からの思想史的な文脈に置くシュトレーレの意図は認められてよい。

5 契約神学と資本主義の精神

以上は契約神学へと流れ込んだものに関する問題であるが、他方そこから流れ出たもの、たとえば契約神学の社会学的な影響史についても新しい展開が見られないわけではない。すでに大木教授は1963年の『神学』論文第二部末尾において、プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神との関係を問うたマックス・ヴェーバーの古典的テーゼに言及しているが、近年この論題が契約神学に関して再び取り上げられているので、その先駆的業績を記憶するためにも、ここに短く言及しておかねばならない。大木論文では、予定の不安に由来する救いの確証への希求が合理的で倫理的な生活態度を生み出したとするヴェーバー説に対して、その因果関係の大筋を承認しつつも、その論拠について、予定説ではなく倫理的傾斜をもった契約神学が原因であったとする、いわゆる「底の入れ替え」が提案されている。ヴェーバーのこのテーゼは、宗教的熱情と社会経済活動の原理の関係を論ずる彼のより広い問題領域の一環をなしているが、この点に関して特に契約神学の果たした役割を論じたのがザレットである³⁷⁾。ザレットは、17世紀イングランドのピューリタン説教を丹念に分析し、次のような修正説を打ち出した。すなわち、契約神学は、説教という民衆に影響力ある手段により、方法的労働や帳簿記録といった、当時賑わいはじめたイギリス市場経済の概念や方法を信徒の合理的な生活態度に転用せしめるにあたって力があった、というのである。ヴェーバーがピューリタニズムの非合理性を通した合理性を近代資本主義の成立の一要因としたのに対し、ザレットはその因果関係を逆転し、むしろ資本主義的な精神態度がピューリタニズム（特に信徒大衆）の合理的生活の形成を助けたとするのである。大木テーゼにせよザレットテーゼにせよ、この論題は明らかに神学思想史固有の領域を越えており、その当否を論ずるにはさらに広汎な準備と学際的な検証が必要である。ただ惜しむらくは、ザレットは大木論文と批判的対話をおこなっていない。

結 語

契約神学をめぐる問題領域は広い。それは、大木教授のつとに指摘するよう

に、契約神学を担うピューリタニズム自体が西欧世界の近代化という大きな主題を見据えているからである。ところが、その契約神学の研究史は、はじめに述べたように欧米においてはほぼ確立したと言える段階にあるにもかかわらず、本邦においては大木論文以降何らの進歩もなく停止したままである。この落差は、腰を据えてニューイングランド・ピューリタニズムを論ずることのできない本邦のいわゆる「アメリカ研究」の底の浅きを端的にあらわしている。歴史の転換期を生きたピューリタンたちの胸に深く脈打つ神学的な鼓動に耳を傾けることなくして、その文化的諸表現を真に理解することはできない。

本稿では今後の課題として、ピューリタニズムの神学思想史的な再把握の必要性を指摘しておきたい。もとよりピューリタニズムは神学思想だけで量り得るものではないので、われわれの課題は限局されたものにとどまるが、そこでは前後の歴史的脈絡からして次のことが言い得るであろう。まず契約神学の中へと流れ込んだ思想とその熟成期の事情は、契約神学が中世カトリシズムから宗教改革を越えてピューリタン的に機能し得る新しい教会論ないし教会理解の提示を目指していたものであったことを示唆している。ただし、この代替案の提示が意図した上でのことであったかどうか、またその目論見が結果的に実を結んだかどうか——それはまた別の問題である。他方、契約神学から流れ出たものについては、すでに十二分に論じられた感のあるイギリスやヨーロッパよりもアメリカにおいて、なお興味深い論点が残されている。大陸の改革派神学は、やがて18世紀に入ると敬虔主義と合理主義へと自己分解してゆくが、同じ過程がアメリカのピューリタニズムにおいても類比的に見られるからである。独立革命を支えた18世紀アメリカの啓蒙主義も、ピューリタン的な敬虔が時代の合理主義思潮に取って代わられた結果であるというよりは、むしろピューリタニズム自体に内在する合理性追求の自然必然的なあらわれであったと見ることができ。この点は本稿では立ち入ることができないので、別の機会に詳述したい。

注

- 1) Hideo Oki, "Ethics in Seventeenth-Century English Puritanism" (unpublished Th. D. dissertation, Union Theological Seminary, 1960).
- 2) 未出版の学位論文は省いた。また、再版されたものでも初出のみを挙げてある。なお、現時点でもっとも包括的な文献案内は、David A. Weir, "Appendix" and "General Bibliography," *The Origins of the Federal Theology in Sixteenth-Century Reformation Thought* (Oxford : Clarendon Press, 1990), 165-223である。
- 3) Johannes Heinrich August Ebrard, "Cocceius und seine Schule," *Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche*, ed. Herzog. 1 Aufl. (1854); Heinrich Heppe, *Dogmatik des deutschen Protestantismus im sechzehnten Jahrhundert*, Vol. 1 (Gotha, 1857) ; idem, *Die Dogmatik der evangelisch-reformirten Kirche* (Elberfeld, 1861) ; idem, *Geschichte des Pietismus und der Mystik in der reformirten Kirche, namentlich der Niederlande* (Leiden, 1879)などを参照。同種の堅実な古改革派神学史研究は、今世紀に入っても続けられる。Otto Ritschl, *Dogmengeschichte des Protestantismus*, III Band, "Die reformierte Theologie des 16. und 17. Jahrhunderts in ihrer Entstehung und Entwicklung" (Göttingen, 1926).
- 4) Gottlob Schrenk, *Gottesreich und Bund im älteren Protestantismus, vornehmlich bei Johannes Coccejus* (Gütersloh, 1923). 契約神学はルター派にも無関係ではないが、その影響は改革派ほど直接的ではない。
- 5) 邦訳『和解論』1 / 1, 92-112頁 (KD IV / 1 / 57-70)。
- 6) Scheel, "Föderaltheologie," *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*, 1 Aufl. (1910) ; Shrenk, "Bund: III. Föderaltheologie, dogmengeschichtlich," Scheibe, "Bund: IV. Alter und Neuer Bund, dogmatisch," ibid. 2 Aufl. (1927). ちなみに、同第3版(1957)の論述は内容が乏しく、前二版に見られる神学的な深みを欠いている。他に辞典類では、モルトマンが執筆した *Evangelisches Kirchenlexikon* 第1版(1956)の項目が優れている。
- 7) Charles Hodge, *Systematic Theology*, vol. 3 (Grand Rapids : Eerdmans, 1873). ホッジ以前の契約神学の伝統については、Robert C. Whittemore, *The Transformation of the New England Theology* (New York : American

University Press, 1987) を参照。

- 8) この点については以下の拙稿を参照されたい。Anri Morimoto, "The Seventeenth-Century Ecumenical Interchanges," *Christian Ethics in Ecumenical Context : Theology, Culture, and Politics in Dialogue* (Grand Rapids : Eerdmans, 1995).
- 9) Perry Miller, "The Marrow of Puritan Divinity," *Publications of the Colonial Society of Massachusetts* 32 (1935) ; idem, *The New England Mind : The Seventeenth Century* (Cambridge : Harvard-Belknap, 1939) などを参照。
- 10) William Adams Brown, "Covenant Theology", *Encyclopaedia of Religion and Ethics*, ed. James Hastings (1912).
- 11) 一例を挙げるなら、日本でもよく知られているリンゼイ父子の対比が典型的である。父 Thomas Martin Lindsay は、スコットランド自由教会の神学者・教会史家であって、シュレンクやミラーに先立つ1879年に広汎な知見を示す契約神学の紹介論文を発表した ("The Covenant Theology," *British and Foreign Evangelical Review* 28 [1879]) のに対し、その子 Alexander Dunlop Lindsay は、オックスフォードに長くとどまり、神学に直接携わることなく『民主主義の本質』などを著わす社会倫理学者となつた。契約神学は、神学的伝統としてはイングランドに本来的な担い手を見出さなかつたのである。
- 12) Grete Möller, "Föderalismus und Geschichtsbetrachtung im XVII. und XVIII. Jahrhundert," *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 50 (1931).
- 13) Jürgen Moltmann, "Geschichtstheologie und pietistisches Menschenbild bei Johann Coccejus und Theodor Undereyck," *Evangelische Theologie* 19 (1959).
- 14) Eberhard Busch, "Der Beitrag und Ertrag der Föderaltheologie für ein geschichtliches Verständnis der Offenbarung," *Oikonomia : Heilsgeschichte als Thema der Theologie*, ed. Felix Christ (Hamburg-Bergstedt : Herbert Reich, 1967).
- 15) Leonard J. Trinterud, "The Origins of Puritanism," *Church History* 20 (1951).
- 16) Jens G. Møller "The Beginnings of Puritan Covenant Theology," *Journal of Ecclesiastical History* 14 (1963).

- 17) William A. Clebsch, *England's Earliest Protestants : 1520 - 1535* (New Haven : Yale University Press, 1964).
- 18) Richad L. Greaves, "The Origins and Early Development of English Covenant Thought," *The Historian* 31 (1968) ; Waine J. Baker, *Heinrich Bullinger and the Covenant : The Other Reformed Tradition* (Ohio : Ohio University Press, 1980).
- 19) Lyle D. Bierma, "Federal Theology in the Sixteenth Century : Two Traditions ?" *Westminster Theological Journal* 45 (1983).
- 20) 一点だけもっとも批判的なものを挙げておく。George Marsden, "Perry Miller's Rehabilitation of the Puritans : A Critique," *Church History* 39 (1970).
- 21) Peter de Jong, *The Covenant Idea in New England Theology : 1620- 1847* (Grand Rapids : Eerdmans, 1945).
- 22) Richard A. Muller, "Covenant and Conscience in English Reformed Theology : Three Variations on a 17th Century Theme," *Westminster Theological Journal* 42 (1980).
- 23) John von Rohr, *The Covenant of Grace in Puritan Thought* (Atlanta : Scholars Press, 1986).
- 24) Francis Lyall, "Of Metaphors and Analogies : Legal Language and Covenant Theology," *Scottish Journal of Theology* 32 (1979); James B. Torrance, "Covenant or Contract? A Study of the Theological Background of Worship in Seventeenth-century Scotland," *Scottish Journal of Theology* 23 (1970).
- 25) Everett H. Emerson, "Calvin and Covenant Theology," *Church History* 25 (1956). なお、カルヴァンとカルヴァン以降の英国ピューリタニズムにおける信仰概念の変質については、以下を参照。R. T. Kendall, *Calvin and English Calvinism to 1649* (Oxford : Oxford University Press, 1979).
- 26) John von Rohr, "Covenant and Assurance in Early English Puritanism," *Church History* 34 (1965).
- 27) Richard Niebuhr, "The Idea of Covenant and American Democracy," *Church History* 23 (1954).
- 28) Vernon Ruland, "The Theology of New England Puritanism," *Heythrop*

- Journal* 5 (1964).
- 29) Heiko A. Oberman, "Wir sein pettler. Hoc est verum : Bund und Gnade in der Theologie des Mittelalters und der Reformation," *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 78 (1967).
 - 30) Idem, *The Harvest of Medieval Theology : Gabriel Biel and Late Medieval Nominalism* (Cambridge : Harvard University Press, 1963).
 - 31) Martin Greschat, "Der Bundesgedanke in der Theologie des späten Mittelalters," *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 81 (1970).
 - 32) F. W. Dillistone, *The Structure of the Divine Society* (Philadelphia : Westminster Press, 1951).
 - 33) Heiko A. Oberman, "Some Notes on the Theology of Nominalism," *Harvard Theological Review* 53 (1963).
 - 34) William J. Courtenay, "Covenant and Causality in Pierre D'Ailly," *Speculum : A Journal of Medieval Studies* 66 (1971).
 - 35) Francis Oakley, *Omnipotence, Covenant, & Order : An Excursion in the History of Ideas from Abelard to Leibniz* (Ithaca : Cornell University Press, 1984). See also idem, "Pierre D'Ailly and the Absolute Power of God : Another Note on the Theology of Nominalism," *Harvard Theological Review* 56 (1963).
 - 36) Stephen Strehle, *Calvinism, Federalism, and Scholasticism : A Study of the Reformed Doctrine of Covenant*, "Basler und Berner Studien zur historischen und systematischen Theologie, Band 58" (Bern : Peter Lang, 1988).
 - 37) David Zaret, *The Heavenly Contract : Ideology and Organization in Pre-Revolutionary Puritanism* (Chicago : University of Chicago Press, 1985). なお、やや別の観点からザレットのテーゼに論評を加えたものがある。See John Morgan, *Godly Learning : Puritan Attitudes towards Reason, Learning and Education, 1560-1640* (Cambridge : Cambridge University Press, 1986).